## 研究に係る試料及び情報等の保管に対する手順書

- 1. 研究の実施に携わる関係者は、研究に用いられる情報及び情報に係る資料を正確なものにする。
- 2. 研究責任者は、人体から取得された試料及び情報等を保管するときには、研究計画書に保管方法を記載するとともに、研究の実施に携わる関係者が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、人体から取得された試料及び情報等の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう必要な管理を行う。
- 3. 研究責任者は、人体から取得された試料及び情報等の管理状況について、 年に一度病院長に報告する。
- 4. 病院長は、研究の情報等について、可能な限り長期保管されるよう努める。 侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する 場合には、少なくとも、研究の終了報告がなされた日から 5 年を経過した 日又は研究結果の最終の公表について報告された日から 3 年を経過した日 のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行う。 また、連結可能匿名化された情報について、当施設が対応表を保有する場 合には、対応表の保管も同様に行う。
- 5. 病院長は、人体から取得された試料及び情報等を破棄する場合には、匿名 化されるよう必要な監督を行う。